

事業助成金交付事業 実施要項

1. 目的

平川市におけるスポーツ団体等と地域住民に対して、スポーツ教室や大会等の事業を行い、スポーツの振興と連帯感と活力ある地域づくりや、地域住民の健康維持・増進に寄与することを目的とする。

2. 交付対象団体

特定非営利活動法人平川市スポーツ協会団体会員

3. 交付条件

- ①事業の主催を団体会員（各協会）が行う事業
- ②特定非営利活動法人平川市体育協会が後援する事業
- ③地域住民のスポーツ振興・生涯スポーツの推進及び競技力向上を目的とする事業
※競技力向上を目的する場合、主催する者が主参加者となる事業は対象としない
- ④体育協会が特に必要と認める事業

4. 交付額

1事業 25,000円以内

※事業に係る経費が交付金額を下回る場合は、事業使用経費分を交付する。

5. 交付回数

年間 1団体3回以内

6. 交付の申請

事業助成金交付事業を受けようとする団体会員（各協会）は、実施する1ヶ月前までに体育協会が指定する事業助成金申請書兼後援依頼書と開催要項を体育協会事務局へ申請をする。

7. 交付の決定及び事業助成金交付

交付の決定は、体育協会から承諾書を郵送して決定とする。事業助成金の交付は、事業報告終了し、適正に処理されていることを確認してから交付する。

8. 事業助成対象経費

- ①役員等スタッフに支給する昼食は1食500円以内とする。また、お茶・ジュース等は、1日1人150円以内とする。
- ②施設使用料は体育協会が定める基準で納付する。
- ③反省会等の会食費は事業対象経費として認めない。
- ④賞状・メダル・トロフィーなどの表彰品は賞品として認めるがその他景品は事業対象経費として認めない。

9. 利益

利益が出た場合は、事業運営団体（各協会）の利益とする。ただし、事業助成金交付額を超える場合は、交付しない。

10. 事業報告

事業終了後、体育協会が指定する事業実施報告書を作成し、事業に係る経費の領収書のコピーを提出すること。